

## 議案第 29 号

渋川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

渋川市職員の再任用に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「含む。）」の次に「並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 107 号）附則第 6 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

# 茨川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項（これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）<u>並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項（これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）<u>_____の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>